

小田原市地域生活支援拠点等の事業所の登録について

○地域生活支援拠点等事業所の登録について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規定に拠点等を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届け出た上で、当該事業所として認められることが必要となります。

なお、地域生活支援拠点等に該当する加算につきましては、県に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出する必要があります。

○地域生活支援拠点等事業所の登録手順について

①県に運営規定の変更届出書を提出（指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は市に提出）

↓

②小田原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に変更した運営規定の写しを添付して市に提出（加算取得開始月の前月15日までに提出）

↓

③小田原市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）を事業所に通知

↓

④小田原市地域生活支援拠点等事業者台帳に登録

※登録内容に変更が生じたとき、または登録を解除したい場合は小田原市地域生活支援拠点等事業所登録変更（廃止）届出書（様式第3号）を提出してください。

※申請書等の様式は市のホームページからダウンロードができます。

○登録事業所の公表について

登録された事業所は、事業所名、所在地、連絡先等の基本情報及び担う機能について市のホームページで公表されます。

○運営規定の変更について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として運営規定を変更する際には、次の記載例を参考として追加してください。

運営規定の記載例
<p>その他運営に関する重要事項</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>（1） 相談</p> <p>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>（2） 緊急時の受入・対応</p> <p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>（3） 体験の機会・場</p> <p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p> <p>（4） 専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。</p> <p>（5） 地域の体制づくり</p> <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>